

大阪市 エコまち法に基づく認定の申請手数料について

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

■認定申請（当初）【法第53条第1項】

表(1) 住宅又は住宅部分（誘導仕様基準による場合）

（令和7年4月1日～）

	床面積の合計	審査機関の事前審査を受けた場合	審査機関の事前審査を受けていない場合
一戸建ての住宅	200平方メートル未満	5,900円	22,900円
	200平方メートル以上	5,900円	24,500円
その他	300平方メートル未満	11,300円	40,700円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,700円	68,500円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	52,300円	121,900円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	93,300円	183,000円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	149,800円	333,800円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	226,300円	562,700円
	50,000平方メートル以上	343,100円	985,000円

表(2) 住宅又は住宅部分（仕様・計算併用法による場合）

（令和7年4月1日～）

	床面積の合計	審査機関の事前審査を受けた場合	審査機関の事前審査を受けていない場合
一戸建ての住宅	200平方メートル未満	5,900円	32,200円
	200平方メートル以上	5,900円	35,300円
その他	300平方メートル未満	11,300円	61,600円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,700円	101,800円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	52,300円	175,300円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	93,300円	254,900円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	149,800円	487,700円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	226,300円	848,100円
	50,000平方メートル以上	343,100円	1,533,200円

表(3) 住宅又は住宅部分（表(1)・(2)以外（標準計算）による場合）

（令和7年4月1日～）

	床面積の合計	審査機関の事前審査を受けた場合	審査機関の事前審査を受けていない場合
一戸建ての住宅	200 平方メートル未満	5,900 円	42,300 円
	200 平方メートル以上	5,900 円	46,900 円
その他	300 平方メートル未満	11,300 円	82,500 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	23,700 円	135,800 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	52,300 円	229,400 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	93,300 円	327,600 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	149,800 円	642,400 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	226,300 円	1,134,200 円
	50,000 平方メートル以上	343,100 円	2,082,300 円

表(4) 非住宅建築物又は非住宅部分（モデル建物法による場合）

（令和7年4月1日～）

床面積の合計	審査機関の事前審査を受けた場合	審査機関の事前審査を受けていない場合
300 平方メートル未満	11,300 円	103,400 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	19,400 円	130,800 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	31,400 円	171,400 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	93,300 円	275,800 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	147,400 円	359,300 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	186,100 円	431,300 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	232,500 円	505,500 円
50,000 平方メートル以上	325,300 円	654,000 円

表(5) 非住宅建築物又は非住宅部分（表(4)以外（標準入力法）による場合）

（令和7年4月1日～）

床面積の合計	審査機関の事前審査を受けた場合	審査機関の事前審査を受けていない場合
300 平方メートル未満	11,300 円	265,800 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	19,400 円	332,300 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	31,400 円	428,200 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	93,300 円	609,900 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	147,400 円	750,600 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	186,100 円	886,700 円
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	232,500 円	1,011,300 円
50,000 平方メートル以上	325,300 円	1,260,300 円

- ・手数料算定に用いる床面積の合計とは、申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積をいいます。
- ・認定を受けようとする建築物が、表(1)又は(2)又は(3)と表(4)又は(5)の両方に該当する部分をもつ場合は、それぞれの表に定める額の合計額となります。
- ・審査機関による事前審査に要する費用はそれぞれの機関にお問い合わせください。
- ・「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項に規定する住宅部分をいいます。
- ・「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分をいいます。
- ・「住宅」とは、住宅部分を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいいます。
- ・「非住宅建築物」とは、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）をいいます。

■認定申請（計画の変更時）【法第55条第1項】

表(1)、表(2)、表(3)、表(4)、表(5)の「床面積の合計」を「当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分（再計算の対象となる部分）の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）」と読み替えて使用します。ただし、評価方法を変更する場合（※仕様・計算併用法の外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更する場合も含む）は、「当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分（再計算の対象となる部分）の床面積」と読み替えます。

注）評価方法は、審査機関による事前審査の有無や、住宅又は住宅部分の誘導仕様基準、仕様・計算併用法又は標準計算、非住宅建築物又は非住宅部分のモデル建物法又は標準入力法をいいます。

■認定低炭素建築物新築等計画であることの証明

1件につき 980円